

千曲市中小企業融資制度

資金名	融資対象	資金使途	貸付限度	貸付利率	貸付期間	返済方法	担保・保証人	信用保証料	取扱金融機関																							
一般事業資金	市内の中小企業者	運転資金	3,000万円	年 2.0%	5年以内	6カ月以内据置の月賦返済	<p>保証人 連帯保証人は原則不要。ただし、次に該当する場合はこの限りではない。 (1)申込者が会社又は中小企業団体等にあつては、その経営責任のある地位の役員（代表権のあるものをいう。）を連帯保証人として個人保証させるものであること（信用保証協会が経営者保証ガイドラインに則った対応等により個人保証をさせない場合を除く。）。 (2)実質的な経営権を持っている者、営業許可名義人又は申込人（法人の場合はその代表者）とともに当該事業に従事する配偶者を連帯保証人として個人保証させる場合があること。 (3)本人又は代表者に健康上の理由がある場合、事業承継予定者を連帯保証人として個人保証させる場合があること。 (4)財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であつて、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があつた場合は、当該協力者等を連帯保証人として個人保証させる場合があること。</p> <p>担保 必要に応じて徴する。</p>	<p>信用保証料のうち5分の4を千曲市で負担 (事業者負担は0.44%以内) セーフティネット保証制度が利用できる方は市が全額負担する場合あり</p>	<p>八十二銀行 屋代支店（稲荷山支店） 戸倉支店（上山田支店） 長野銀行 屋代支店 上山田戸倉支店 長野信用金庫 屋代支店 稲荷山支店 戸倉支店 上山田支店 長野県信用組合 更埴支店 戸倉支店</p>																							
		設備資金																														
特別小口資金	常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業にあつては5人）以下の会社又は個人	運転資金	2,000万円	年 1.7%	5年以内	6カ月以内据置の月賦返済																										
		設備資金																														
創業支援資金	市内に住所を有し、適切な事業計画及びこれを実施する経営能力を有する者で、次のいずれかに該当する中小企業者 (1)市内で新たに開業しようとするもの（注1） (2)市内で開業後1年未満のもの（注2）	運転資金	1,500万円	年 1.1%	5年以内	6カ月以内据置の月賦返済																										
		設備資金																														
企業立地資金	市外において1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者であつて、市内に初めて事業所等を設置しようとする者	設備資金	5,000万円	年 1.5%	15年以内	1年以内据置の月賦返済																										
災害対策・公害防止資金	中小企業者で、次のいずれかに該当する者 ①地震、水害等の災害の発生に備え、建物の改修、機械の転倒防止、防火対策、有害物質の流出対策などの措置を取らうとする者 ②市の雨水貯留施設設置補助金交付要綱に合致する雨水の貯留槽の設置を行おうとする者 ③事業活動に伴って発生し又は発生する恐れのある水質の汚濁、大気汚染、騒音、振動、悪臭の防止及び除去するための設備を設置しようとする者	設備資金	1,500万円	年 1.7%	7年以内	1年以内据置の月賦返済																										
																						魅力ある店づくり資金	都市計画法に基づく商業地域・近隣商業地域内及びその周辺で小売、卸売、飲食及びサービス業を営む中小企業者で、大型店の出店等に対応し、積極的に店の魅力アップ、体質強化を図るため景観等に配慮した店舗の新築等を行うもの	設備資金	2,000万円	年 1.7%	10年以内	1年以内据置の月賦返済				
																													空き店舗対策資金	中小企業者及び中小企業団体で、都市計画法に基づく商業地域・近隣商業地域内にある空き店舗に事業所を新設・移転しようとする者	運転資金	1,000万円
							設備資金	2,000万円	10年以内																							
経営安定資金	次のいずれかに該当する者。 ①中小企業者で、次のいずれかに該当し、商工会議所又は商工会の認めたもの ・前年に比して6カ月で5%又は3カ月で10%以上売上が減少している者 ・前年に比して3カ月で5%以上売上高経常利益率が減少している者 ・不渡り手形を受け取った者 ②中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は5号に該当することについて市長の認定を受けた中小企業者 ③危機関連保証制度要綱（平成29・10・23中庁第1号）に定める危機関連保証を利用する中小企業者 *借換えについては県信用保証協会の保証付既借入残高を借換えるもので返済が軽減化されるもの	運転資金	3,000万円	年 1.6%	7年以内	1年以内据置の月賦返済																										
原油・原材料高対策資金	原油・原材料価格上昇に伴い、事業活動に著しい支障を生じている中小企業者で、次のいずれも満たす者 ①直近3カ月の原油又は石油製品若しくは原材料の仕入価格が直近決算又は過去3年いずれか同期に比べて上昇していること ②直近3カ月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合が直近決算又は過去3年いずれか同期に比べ増加していること	運転資金	2,000万円	年 1.7%	7年以内	1年以内据置の月賦返済																										
									設備投資特別資金（注3）	市内の中小企業者	設備資金	3,000万円											年 1.5%	10年以内	1年以内据置の月賦返済							

(注1)
創業計画書の作成、経営指導員の意見書の添付が必要です(県様式)
(注2)
収支計画書の作成、添付が必要です(県様式)
(注3)
信用保証料は全額千曲市で負担します。

*申し込み資格についてはお問い合わせください。
(注) 金利等、貸付条件については令和2年4月1日現在のものです。